

## 平成24年度第1回次世代育成支援対策地域協議会 会議録

日 時	平成24年10月28日(日) 10:00~12:00
場 所	鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階研修室
出席委員	中井会長、萩原委員、加郷委員、末永委員、松村委員、 中村委員、菊池委員、村田委員、吉田委員
欠席委員	山本副会長、西委員、福原委員、甲斐委員、齊藤委員、高田委員
事務局	望月健康福祉部次長(こども課長)、鈴木子育て総合相談室長 大木こども発達センター所長、飯田こども支援室長 大野こども支援室長補佐、宗川子育て支援センター所長、 富田主査、岩下主事、安田主事補
傍聴者	0名
議 題	(1) 後期行動計画進行管理一覧表 (2) 新規事業等について (3) その他
記 録	安田 健志郎

### 会 議 内 容

1 開 会 こども支援室長

2 あいさつ 健康福祉部次長

(会長に議事を引き継ぐまでこども支援室長が進行。)

3 配布資料確認

4 委員自己紹介

5 会長あいさつ

6 欠席委員確認

7 会議録署名人選出

(事務局)

後日、事務局で本日の会議の記録を作成しますので、その確認の署名をお願いする  
ものです。

従前より、名簿の順番によりお願いしております。

今年は加郷委員、末永委員にお願いします。

加郷委員、末永委員が選出された。

## 8 議題

(会長に議事を引き継ぐ)

### (1) 後期行動計画の取り組み内容について

(会長)

後期行動計画の取り組み内容について事務局より説明願います。

(事務局)

資料1及び資料2の説明をする。

(会長)

ただいまの事務局の説明に、ご質問、ご意見はありませんか。

質問は無いようですので、次に参ります。

### (2) 議題2の新規事業等について

(会長)

次に議題2の新規事業等について、事務局より説明を願います。

(事務局)

資料3、2～5ページに基づいて鎌ヶ谷市子育て支援センター設置運営について説明をする。

(委員)

いつもこの会議に出席させてもらって、市役所は私の知らないところでいろいろなことに取り組んでいて感心させられる。とても感謝している。

私はもう子育ての終わった人間だが近頃の報道を見ると、親の資格のない人が親になっているような感覚がある。そういった中で、役所が手を差し伸べなければならない情けない状況になっている。自分から役所などに相談に行ける人はいいが、自分から役所に相談に行けない人がいるのではないかと思う。だから、役所の方からターゲットを絞って相談を受けるというアプローチをしてあげてほしい。悩んでいる人に一声かけることで、救えることもあると思う。

子ども受給券は全額補助の対象となるのだろうか。健康保険では3割負担であるが、その3割を負担してくれる制度なのだろうか。それとも、その3割のうちの一部を負担してくれるのか。

(事務局)

受給券は、住民税が非課税の世帯には無料の受給券を渡し、それ以外の世帯には300円負担の受給券を渡している。保険が適用された診療費用は、受給券を提示す

ることによって受給券でかかる金額しか負担する必要がなくなり、助成された費用は市と県が半分ずつ負担する。

(事務局)

近頃は、近隣市でも力を入れている施策であり、鎌ヶ谷市では平成24年12月から入院は中学校3年生まで、通院は小学校3年生までが助成対象だが、他市では通院についても小学校6年生まで対象としているところもあるようである。

(事務局)

(意見前段について)

確かに自分から相談に行ける人はいいが、自分から相談に行けない人を子育て支援センターは重要視している。しかし、それは子育て支援センターだけでは全て対応しきれないため、保健師や主任児童委員や地域の方、市民の方たちと連携を取っている。子育て支援センターが乳幼児の検診等に参加し、保健師と情報交換を行うことで、それぞれの状況に見合った情報を提供することとしている。また、地域の主任児童委員からも多くの情報をもらっている。軽微な問題を抱えている方や問題の無い方に対しては、地域の人に声掛けをしてほしいと要請しているが、たくさんの問題を抱えて家から出られない人については、保健師や子育て総合相談室の方でそのようなケースを把握しているので、両者と連携を取りながら子育て支援についての情報の提供を行っている。地域の人から困っている人がいるとの情報を受けた時に一番必要なものは、その人がどこに住んでいるか等の情報となり、それらを集約して保健師や子育て総合相談室のほうに情報を提供してから動くようにしている。

(事務局)

今は家庭で子供を養育できない保護者が増えてきている。そのような情報を子育て支援センターや保健師、児童センターから受けた場合に子育て総合相談室では保健師を派遣して指導を行い、さらに、どうしても養育困難であるという場合には市川児童相談所と連携をとって指導を行っている。子育て総合相談室においても関係各課と連携をして支援をしている。

(委員)

主任児童委員は子育てサロンに協力させてもらっている。二中で行うサロンが定着しているが、二中の耐震工事の影響で学習センターを数回利用させてもらった。学習センターはとても環境が良く、サロン利用者からも評判も良い。しかし、トイレトレーニングを行う子供も多くいるが、二中はトイレが古く、暗くて利用しにくいとの声がある。学習センターはとてもきれいであり、行きやすい。また、駐車場も確保されているため利用しやすい。学習センターを利用している方からは、子どもが出入りしてうるさいといった苦情を受けることもあるが、学習センターは大人だけではなく、子どもたちも利用できるようにしていただけるとありがたい。二中でのサロンも定着しているが、できれば学習センターのほうで定着出来る事が理想である。いろいろな建物を見ていると、無駄なスペースが多くあるように感じるので、新しい建物を建て

るのではなく、スペースを増築や改築することで捻出し、子育てサロンの場として定着していけたらよいと考えている。

(事務局)

東部地区については児童センターもなく、サロンについては二中を利用させてもらっていたが、耐震工事の関係で学習センターを利用させてもらった。場所については、二中と学習センターをそれぞれ利用して幅広い参加をしていただくことが理想だと考えているので、今後は教育委員会、学習センターと調整させていただきたい。

(委員)

市民の60%は幼稚園を利用している。実際には、幼稚園が預かり保育等を行い、保育園の肩代わりをしている現状である。市から、幼稚園支援にかかる費用として1千2百万円いただいているが、市内9園でそれらは預かり保育の費用となっている。幼稚園では預かり保育を希望する人がとても多く、定員超過で入園をお断りしている現状にある。保育園を利用した方がよいと思われるひとり親家庭も保育園には入れない状況にあり、それらの人たちを幼稚園が引き受けている。ただ、そのような中で問題意識として持っているのが、一部の障がいを持つ子の親が子どもに障がいがあると認識していることが少ないことにある。幼稚園では、年少までは補助を付けて手厚く保育できるが、年中以降になると35人を1人の先生が見ることになり、障がいを持つ子どもの親が療育手帳を取得してくれれば補助金ももらえるため、先生の増員もすることができる。大学付属の幼稚園であれば受け入れもすることができるが、それ以外の私学ではそのとおりではない。障がいを持つ子の親に対して、集団の中の一人として生活できるか確認してもらうための相談を手厚くしてもらいたい。補助がつけられないとどういった状況になるのか、親に説明をしてもらいたい。船橋では、幼稚園に入るために試験があり試験に通らなかった場合には、療育手帳を取らせているようである。障がいを持つ児童一人当たり、年間10万円の補助金しか出ず、新たに先生を採用することは難しい。保育園は手厚くしてもらっているが、幼稚園は保育園に入れなかった子どもを受け入れているのだから、もう少しそのような現状を理解してもらいたい。保育の仕方についても、以前は鎌ヶ谷市が見学に来てアドバイスをくれたが、今はどこに相談をすればいいのかわからない。今後、このようなケースが増えてくるので相談を受ける環境を整えてほしい。預かり保育は、朝7時30分から夜6時30分までやっているが、それに対しての補助金が少なく人を雇えるほどに至っていない。そのようなことを踏まえて補助金の算定をしてほしく、また、幼稚園の実情をもっと理解してほしい。

(委員)

保育園が手厚く補助されているという話があったが、保育園でもとても手がかかる子どもがいて、病院で診断してもらってほしい子どもは何人もいる。しかし、その子に対して補助金はもらっていないが、補助を付けて運営している。そうでないと、他の子どもに危害が加わるおそれがある。そのことを親に伝えているが、親が納得せずになかなか病院に行かない。病院に行っても療育手帳を貰っていない子どももいるし、

障がいがあるかどうかのボーダーにある子どもも多くいる。補助金について詳しいことはわからないが、保育園は手厚くしてもらっていると言われることに疑問が出る。幼稚園の大変さもあるが保育園の大変さもある。

#### (事務局)

幼稚園の補助金は、十分行き届いた補助があるといえるのか今後考えていかなければならない。障がいのある子どもの受け入れについて、小さい子どもの場合には療育手帳を持っていることが少なく、障がいがあるかどうかのボーダーラインの子どもは入所判定するうえでもどこの保育園に入所を認めるか迷うところでもある。明確な手帳があって職員の加配ができる体制が取れば良いが、そういったことができない中で、保育園は定員を超えて受け入れをしている現状にある。そのようにして、待機児童の解消に努めている。それとの兼ね合いで難しい問題が出てくる状況にある。幼稚園を利用したいが、経済的な理由で保育園を希望する親もいる。保育園の役割として待機児童の解消がクローズアップされている中で、働いている親が、日中どのくらい働いているかが問題となる。本来なら保育園に入っても良い子どもでも親の就業時間によっては、幼稚園の預かり保育でお願いすることもある。幼稚園も保育園も併せて総合的に考えていかなければならないと思っている。

#### (委員)

私は障がい児の母である。以前、幼稚園に入園を認められたが、マザーズホームのほうに行くことになり小学校に入学するまでマザーズホームに通っていた。当時も幼稚園は30人程の人数を1人の先生が見ており、その頃は子どもに障がいがあるのかわからなかったが、そのような環境に子どもを入れるのが難しいと判断してマザーズホームを選んだ。その当時の自分の状況を考えると、療育手帳を取るということは、はっきりと障がいを持っているということの確定になるので、私は子どもが小学校に入学するまで療育手帳を取らなかった。療育手帳を取るまでは、子どもに障がいはないという願望がある。今思うと、一番辛かったのはマザーズホームに通っていた頃である。その頃は《子どもの療育》はあるが《親の療育》がなく、自分で子どもの障がいを乗り越えなければならず大変苦しい時期だった。その頃に療育手帳を突きつけられると、子どもに障がいがあることが確定になってしまうので、親は非常に苦しい思いをする。子どもはマザーズホームを出ても療育が続くが、親への指導は一切ないため、障がいの受け止め方など親に対するフォローが必要と感じている。療育手帳を取ると、障がい児の親という自覚も出てくるかと思う。学校に行けば子どもは友達が増えるし、同じ境遇の親もいるので、そのような中で気持ちに整理がついていく。また、学校に入れば、卒業後のことも考えていくので、将来どのように生活していくのか考える時期に入るが、障がいを持った子どもに対する性教育などが大変重要になってくる。性犯罪等を防ぐためにも、そのような教育をしていかなければならない。平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたが、障がいを持つ子どもたちに対する虐待は児童虐待とするのか障害者虐待防止法が適用されるのか分からず、市のどこで担当になるのか明確にしてほしい。障がいを持つ子どもの親は、一生その子どもを育

てなければならず、なるべく思春期に気を使っていただきたい。障がいを持つ子どもの思春期は、うまく乗り越えなかったら大人になってから犯罪者になってしまうおそれもある。障がいを持つ子どもは普通の子どものように成長していくが、親はずっと子どものままであると思ってしまうためそのような部分のフォローが必要となる。また、障害者虐待防止法では、虐待を取り締まるだけでなく、障がい者の声を聴くということも基本となっているので、障がいを持つ子どもの声をどのようにして聴く環境を整備するか考えていただきたい。

(委員)

市役所からの情報発信については、『広報かまがや』にいろいろと掲載されているが、子育て世代の家庭において新聞を取っていない家庭が多く、広報が配布されないため、市の取り組みについて知らない方が多い。可能であれば、フリーペーパーのように戸別に配布してもらえれば、市の取り組みをより多くの人たちに周知できるのではないかと思う。

(事務局)

行政側としては発信しているつもりであるが、なかなか届いていないのが現状である。しかし、若い親や若年層の人のために、ホームページを充実させている。戸別配布は難しいかもしれないが、そういった意見を踏まえて今後検討していく。

(委員)

最近の親の言動が気にかかる。子どもが嫌いだから離婚したいなどと平然と言う若い親が増えている。わが子への愛情に乏しい親が多く、周囲の人が手を差し伸べる必要があるがどのように手を差し伸べたら良いのかわからない。そのような環境から、障がい児にならずに済むのに障がい児になってしまう子が増えていくのではないかと思っている。

(委員)

そのようなことは、役所が手を出すレベルではなく本来は自己責任の問題である。自分たちの問題なのだから自分たちで解決できれば良いが、解決できず他人に迷惑をかけてしまっている。私は若い人との接触が多いが、若い人の言葉遣いが気にかかっている。私は子どもへの愛情が乏しい親に出会ったら、まずはその人の話を聞いている。そして、その人の話が終わったらあなたが子どもの立場だったらどう感じるか尋ねている。そうすることで、何かを感じる人もいる。説教がましく何かを言い聞かせようとしてもそれはできない。60代の方は20代を経験しているから20代の目線に立って考えることはできるが、20代の方は60代を経験していないため60代の目線に立つことはできない。だから、60代の方が20代の方の目線に立って話をし、あげることが大切となり、それを繰り返してあげることが20代の方の今後に役に立てば良いと考えている。私は、年齢の上の方が年下の方に世界を広げてあげることができれば良いと思いつけている。その中でも私は特に、具体例を探してあげること

が大切となり、考えさせる時間が本人にとって大事である。

(事務局)

子育て支援センターにはたくさんの方が来て下さり、先ほど委員の方がおっしゃったような、子どもへ愛情のかけらもないことを言う保護者の方もたくさんいる。高校を退学し10代で親になった人もいる。10代で親になり、子どもの同級生の親たちは年上ばかりで、年上の人たちの輪の中に入れず家の中に閉じこもってしまい、ストレスから虐待をしてしまう親もいる。反対に、40代になりようやく子どもに恵まれた方もおり、子育て支援センターの支援事業には、とても幅の広い年齢層の人が来る。相談に来てくれた人の話は、とにかく聞くことを続けて、「明日また続きを聞くからおいで」というように声掛けをすることしか今はできないかを感じている。それが何年か後に、「あの頃頑張れて良かった」という声を聞けるように業務に励んでいる。

(委員)

聞いてあげるスタッフは重要であり、そのようなことを役所が支援してあげれば良い。

(会長)

次の議題をお願いします。

(事務局)

議題に入る前に一点だけ補足させていただきます。先ほど話題に上がった障がい児の虐待防止法の適用についてですが、障がい児の虐待に関して18歳未満は全員児童福祉法の児童虐待にあたります。施設での虐待についても児童福祉施設は対象外となるため、児童福祉法での対応となる。

資料3 7ページに基づいて子育て短期支援事業（子どものショートステイ）について説明をする。

(会長)

何か質問はございませんか。

(委員)

今までにどれくらいの利用者がいたのか。

(事務局)

今7世帯登録して4世帯利用している。4世帯でもそれなりの回数利用している。1世帯あたり10回程度の利用を把握している。急な仕事等で利用をされることが多い。

(委員)

障がい児も預かって頂けるのですか。

(事務局)

障がい児は施設との話合いで状況に応じての利用になる。ただ、障がい児は〈障がい児のショートステイ〉になる。〈障がい児のショートステイ〉の施設は障害児施設になり、県内でもさらに少ない施設となっている。松戸にある施設は近隣他市が契約しているので、利用者の条件が合わないと利用が難しい。その場合は施設と相談となっている。

(委員)

施設の定員は何人ほどであるのか。

(事務局)

2部屋で8人となっている。

(会長)

次の議題をお願いします。

(事務局)

別添資料 鎌ヶ谷市こども発達センターに基づいて説明をする。

(委員)

こども発達センターの場所がすぐ裏に霊園がある市の外れとなっている。いきなりそこに障がいがあるかもしれない子どもを連れて行くのは不安である。さらに、暗い照明となっていると余計気持ちが落ち込むので、なるべく照明を明るくしてほしい。

(会長)

場所は変えられないかもしれないが、照明くらいはどうかできないか。

(事務局)

常時、照明は点けている。ただ、場所の兼ね合いで南側の屋根が高くなっているので、指導室の方に光が差し込まないのはたしかである。ボランティアの人が花を植えてくれたり、職員も花を植えたりと少しでも明るくしようと試みている。

(委員)

松戸市の『ふれあい22』は明るくなっているのか。

(委員)

松戸の『ふれあい22』は入ってすぐに喫茶店があって、障がい者の人が働いてい

る。障がいを持つ子どもたちが将来こういうところで働ける大人になるのだろうと想像もしやすい。鎌ヶ谷のように隔離されたところにあると、子どもの将来が見えてこず、子どもも将来どういう大人になるのか想像できない。だけど、いろいろな先輩方を連れてきてもらって、将来はあのような大人になるのだろうな、あのような仕事に就くのだろうなと見えてくれば親も少しは明るくなるのかなと思う。

(委員)

親には、子どもが障がい児であると認めたくないという気持ちや子どもが障がい児かもしれないというのに障がい者として認められてしまうジレンマがある。

(委員)

親は、最初は自分の子どもに障がいがあるとは思えず、自分の子どもに障がいがある子が生まれるはずがないという考えだと思う。

(委員)

ふざけた意見だが、療育手帳は白黒はっきりさせてしまうものだから、グレーゾーンの手帳を作ってみるのはどうか。

(委員)

療育手帳が返せると聞いたことがある。

(委員)

至極軽い発達障がいであれば改善された場合には返せることができると思う。

(委員)

ただ、療育手帳をもらってしまえばレッテルを張られてしまうという親の気持ちもある。乳児や幼児の頃は個人差がある。障がいがあるかもしれないと親に言って良いかどうかためらうこともしばしばある。ただ、私たちは障がい児が置いてきぼりにされてしまうのではかわいそうという思いが強い。みんなが援助して生活の手助けをしているが、集団生活ができるようにしてあげなければならないというジレンマを私たちは抱えている。

(委員)

今、療育手帳も出ない軽度の発達障がいの子どもたちがたいへん問題視されている。早期療育をしっかり受けていれば、社会にも適応できるが受けないと後々大変なことになる。

(委員)

早期療育を受けていない子どもの多くは3歳児検診を受けていない。親も子どもがどこかおかしいと思っているから、検診を避けているのだろう。

(委員)

障がいの疑いのある子どもは手足がよく動くから親は天才児ではないかと思ってしまう。多動が長く続くとおかしいと気づけるが、幼いころに器用に木に登ったりしているのを見ると天才児かもと勘違いをする。

(委員)

早期発見、早期治療が大切である。

(会長)

次の議題をお願いします。

(事務局)

資料3 8、9ページに基づいて民間保育所誘致事業及び家庭的保育（保育ママ）事業について説明をする。

(会長)

何かご質問ありますか。

(委員)

資料の表に国基準とあるが、国基準とは何か。

(事務局)

国基準というのは、毎年国から待機児童の調査を求められ、待機児童の調査をする時に用いるもので、育児休暇期間中は除くといったものや特定の保育園以外入らないといった人は待機児童に含めないという基準である。本来の意味の待機児童は表に出ている人数の3倍程いる。求職中であるために保育園に入りたい人も申し込んでいるが、そのような人も国基準だと待機児童に含まれない。

(会長)

次の議題をお願いします。

(事務局)

資料3 10～12ページ及びチーパスに関する別添資料に基づいて鎌ヶ谷小学校放課後児童クラブ設置事業概要、子ども・子育て支援法案の概要、チーパスについて説明をする。

(会長)

何かご意見ご質問等ございますか。

次の議題をお願いします。

(事務局)

報償費について説明をする。

9 閉 会 会長

以上で会議は終了した。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、次に署名する。

平成24年10月31日

氏 名 加郷 由里子

氏 名 末永 富貴子